

# 公益財団法人日本スポーツ施設協会

## 認定スポーツ救急員の養成に関する規程

### 前 提

本規程は、従来のスポーツ救急手当講習会の名称を変更し、公益財団法人日本スポーツ施設協会が主催する認定スポーツ救急員の養成講習会の実施等に関して必要な事項を定めるとともに、平成25年8月1日からスポーツ救急手当講習会に関する業務委託契約を締結してきた委託業者との契約終了（令和3年7月31日）に伴い、既存の認定資格保有者の権利を一定期間保護するための暫定的措置を定めるものとする。

なお、この規程は、令和3年8月1日から施行する。

### (趣 旨)

第1条 公益財団法人日本スポーツ施設協会（以下「協会」という。）は、体育・スポーツ施設の利用者等の安全を確保するため、「公益財団法人日本スポーツ施設協会認定スポーツ救急員の養成に関する規程（以下「本規程」という。）」に基づき、施設の安全管理の中心的役割を担う人材の養成を行うとともに、継続的に資質の維持・向上を図ることにより、安全・安心で持続可能な体育・スポーツ施設の環境づくりに寄与する。

### (目 的)

第2条 協会は、本規程に基づき、次の事項の具体的な実現を図る。

- (1) 施設利用者等の緊急時に迅速かつ的確に対応できる人材の養成を行う。
- (2) 認定スポーツ救急員の資質向上を継続的に行い、社会的信頼性を確保する。
- (3) 体育・スポーツ施設の指導者及び施設管理者としての緊急対応に際し中心的役割を担う人材の養成を行う。
- (4) 体育・スポーツ施設に従事する者への事故防止等安全に関する啓蒙活動を行う。

### (種類と役割)

第3条 協会が認定する認定スポーツ救急員の種類と役割は次のとおりとする。

#### (1) インストラクター

スポーツ施設等における利用者の事故防止に努め、緊急時に迅速かつ的確に対応するとともに、所属する施設及び周辺の安全管理に寄与する人材の養成として、プロバイダーの養成や安全に関する啓蒙活動等を担う者

(2) プロバイダー

スポーツ施設等における利用者の事故防止に努め、緊急時に迅速かつ的確に対応するとともに、所属する施設及び周辺の安全管理に関する啓蒙活動や講習会への開催サポートの役割を担う者

(講習会の開催及び基準カリキュラム)

第4条 協会は、認定スポーツ救急員を養成するため、別に定める基準カリキュラムに基づき養成講習会を開催する。なお、基準カリキュラムに関しては、厚生労働省『救急蘇生法の指針』市民用等の内容に準拠する。

(1) インストラクター養成講習会の開催

協会が開催する養成講習会以外に、協会の加盟団体、その他協会が認めた団体において開催することができる。

(2) プロバイダー養成講習会の開催

インストラクターによりプロバイダー養成講習会の開催申請が行われ、協会が認めた場合に開催することができる。また、協会の加盟団体、その他協会が認めた団体において開催することができる。

- 2 各講習会を開催する個人及び団体は、インストラクター、プロバイダー養成講習会開催申請書(様式-1)、日程表(別紙1)及び受講者名簿(別紙2)を協会に提出しなければならない。
- 3 各講習会を開催した場合は、インストラクター、プロバイダー養成講習会報告書(様式-2)及び修了者名簿(別紙3)を講習会終了後30日以内に提出しなければならない。

(資格認定及び登録)

第5条 認定スポーツ救急員の資格認定及び登録については、次のとおりとする。

- (1) 第4条により開催された講習会を受講し、認定基準を満たした者に対して認定資格を付与する。
- (2) 資格認定を受けた者は、協会に認定資格者として登録することができる。
- (3) 認定資格を取得するための講習会の受講料は、次のとおりとする。

①インストラクター養成講習会

受講料：20,000円

②プロバイダー養成講習会

受講料：2,000円

なお、プロバイダー養成講習会の受講料は、実施する個人又は団体により上限2,000円の範囲内で個別に設定することができる。

(資格の更新等)

第6条 認定資格の更新に当たっての要件等については、別に定める。

### (暫定的措置)

第7条 令和3年8月1日以前にスポーツ救急手当講習会により認定された次に掲げる認定資格者の更新に関して、次期更新を希望する者は、今回に限り暫定的措置として、自動的に既定の有効期間に1年間を加算した期間を認定期間とする。

- ① スポーツ救急手当インストラクター（酸素救急資格）
- ② スポーツ救急手当インストラクター
- ③ スポーツ救急手当プロバイダー（酸素救急資格）
- ④ スポーツ救急手当プロバイダー（酸素救急資格+環境障害）
- ⑤ スポーツ救急手当プロバイダー
- ⑥ スポーツ救急手当プロバイダー（環境障害）
- ⑦ CPR&AEDプロバイダー（旧資格）

2 インストラクター及びプロバイダーの新規養成に関しては、暫定的措置期間においても養成講習会の開催により認定資格を取得できるものとする。

### (補 則)

第8条 認定基準等に関しては、協会定款第40条に定める専門委員会の資格認定委員会により別に定める。

### <附 則>

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

# 公益財団法人日本スポーツ施設協会

## 認定スポーツ救急員の登録に関する規程

### (目 的)

第1条 公益財団法人日本スポーツ施設協会（以下「協会」という。）は、「公益財団法人日本スポーツ施設協会認定スポーツ救急員の養成に関する規程」第5条に基づき、認定スポーツ救急員の養成講習会を修了し、認定基準を満たした者の登録に関して、必要な事項を定めるものとする。

### (資格申請)

第2条 認定スポーツ救急員の登録に関する申請は、協会が認めた認定スポーツ救急員養成講習会を修了し、認定基準を満たした者が、個人又は団体単位で協会に申請する。

### (新規登録申請)

第3条 認定スポーツ救急員として登録を希望する者は、登録申請書（様式-3）を協会に提出し登録申請を行い、次に定める登録料を納めなければならない。

#### (1) インストラクター

（令和3年8月以降に新規認定資格を取得し、登録した者を対象とする。）

登録料：20,000円（有効期間4年間）

#### (2) プロバイダー

（令和3年8月以降に新規認定資格を取得し、登録した者を対象とする。）

登録料：3,000円（有効期間4年間）

### (手続期日及び資格認定月)

第4条 前条に定める新規の登録申請手続きは、認定通知の受領後30日以内に行わなければならない。なお、登録年月は、資格認定を受けた年月をもって登録年月とし、その年月から4年間を認定資格の有効期間とする。

### (登録証（カード）の交付)

第5条 登録が完了した者には、協会発行の登録証（カード）を交付する。

### (登録の更新要件)

第6条 4年ごとに登録の更新を希望する者は、有効期間内に次の更新要件を満たさなければならない。

(1) インストラクターの場合

プロバイダーの養成講習会開催の企画・運営及び講師を年1回以上行うこと。また、有効期間の4年間に1回以上協会指定の研修会若しくは日本赤十字社等が主催する救急法基礎講習会を受講し受講証明を受領すること。

(2) プロバイダーの場合

有効期間内4年に1回以上、次の①又は②を行うこと。

①地域で開催される救急法の講習会に参加し受講証明を受領すること。

②認定スポーツ救急員プロバイダー養成講習会を受講すること。

**(登録更新手続)**

第7条 登録の更新を希望する者は、有効期限の60日前までに登録申請書(様式-4)により協会に申請書を提出し、第3条に定める登録料を納めなければならない。

**(登録の辞退)**

第8条 登録の辞退は、本人若しくは代理人により登録期間内に辞退の申出があった場合に受理する。ただし、登録の辞退を受理した場合であっても、一度納入された登録料はいかなる理由があっても返還しない。

**(登録資格の喪失)**

第9条 登録資格の喪失は、次のいずれかに該当した場合とする。

- (1) 新規登録申請期間の30日を過ぎても登録申請を行わなかった場合
- (2) 登録の更新手続きを有効期限の60日を過ぎても行わなかった場合
- (3) 登録申請に関して虚偽内容を記載し申請した場合
- (4) 協会登録資格者としてふさわしくない行為が確認された場合

**(個人情報の取扱い)**

第10条 協会は、登録資格者の個人情報の取扱いについては、協会の個人情報取扱規程に基づき厳重に管理し、協会の事業目的以外に使用しないものとする。

**(個人情報の変更届)**

第11条 登録資格者は、個人情報に変更があった場合は、速やかに書面又は電子媒体等を利用し協会に届けなければならない。

(その他)

第12条 その他本規程に記載されていない事項及び変更に係る事項については、協会において別途審議し決定する。

<附則>

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

公益財団法人日本スポーツ施設協会認定スポーツ救急員基準カリキュラム

科 目 名	インストラクター		プロバイダー	
	項 目	時間 (分)	項 目	時間 (分)
はじめに	協会概要と資格	30	協会概要と資格	15
救急蘇生法と 救命の連鎖	救急蘇生法とは	45	救急蘇生法とは	15
	救命の連鎖		救命の連鎖	
一次救命処置	心肺蘇生の手順	45	心肺蘇生の手順	45
	人工呼吸の手順			
	AEDの使用手順		AEDの使用手順	
	気道異物撤去			
熱中症	予防	45		45
	対策		対策	
	対応		対応	
ファーストエイド	傷病者の体位と移動	45		
	気管支喘息発作			
	アナフィラキシー			
	低血糖			
	けいれん			
	擦り傷、切り傷			
	出血・止血			
	捻挫、打撲、骨折			
	首の安静			
	歯の損傷			
	溺水			
心肺蘇生の手順 (演習)		45		30
AEDの装着手順 (演習)		45		30
筆記テスト	20問	45	10問	30
技術検査		45		30
		6時間30分		4時間